

不幸な出来事「ウイルスの感染」を

憲法改正に結び付けさせてはならない

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生した「新型コロナウイルス」は短期間で世界に広まりました。武漢市居住の日本人のチャーター便による帰国者、横浜港に到着したクルーズ船の乗船者、そして全国に広がりを見せ始めている感染に対し国民の不安は大きく広がっています。顧みて9年前の東日本大震災、とりわけ東電福島第一原発の水素爆発により、目に見えない放射能から逃れるための避難移動と、汚染への恐れにおのいた記憶はまだ新しいものがあります。

そして今回の「新型コロナウイルス」の政府の方針は国内流行に備え、これまでの水際対策重視から転換して、検査や治療ができる医療機関を拡充するなど、重症者を減らすための対策を加速させる方針(政令)を決めたと報じられています。

是非とも「感染の診断キットやワクチン、治療薬の開発」が急ピッチで進むことを願うところです。そこで取り上げたいことに、「この不幸な出来事を巡っての日本の政治の動向があります」。

新型コロナウイルスの拡大は良い手本になる

1月28日の衆院予算委員会で、日本維新の会

の馬場伸幸幹事長は「このような事態に対し、自民党がイメージをされている憲法改正の緊急事態条項について国民の理解を深めていく機会ととらえるべきだ。そのためにも新型コロナウイルスの感染拡大は非常に良いお手本になる」と発言をしています。対して安倍首相は、待つていましたとばかりに「今後想定される巨大地震や津波等に迅速に対処する観点から憲法に緊急事態をどう位置付けられるかは大いに議論すべき」と答えています。

安倍自民党は2012年の憲法改正草案で緊急事態条項の新設を立案しています。つまり首相が武力攻撃や大規模災害などで、緊急事態を宣言すれば法律を成立させなくても、個人の権利を一時的に制限したり、国会議員の任期を延長したりできると言うものです。

この事態に及んでの憲法改正は許せない

さらに1月30日、伊吹文明元衆院議長は新型コロナウイルスを「指定感染症」とする政令の閣議決定後、強制入院などには一定の周知期間が必要になるが、「周知期間を置かなくても良いような憲法を変えないといけない」と言い出し、今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、「憲法改正の大きな一つの実験台。緊急事態の一つの例」と発言をしています。

この政令では、都道府県知事が患者に対して、

感染症の対策が整った医療機関への入院を勧告し、従わない場合は強制的に入院させることができる。また患者に一定期間仕事を休むようにも指示することができ、これらの指示に従わない場合には刑罰が科せられます。他方、新型コロナウイルスが検査感染症に指定されることで、日本に入国する人に対して、検疫官が必要と判断すれば検疫所で診察や検査を受けさせることができ、これも従わない場合は罰則をかけることができます。

つまり憲法を改正して「緊急事態条項」を設けなくても、新型肺炎のウイルスに感染している疑いのある人に対しては、強制的に診察ができるし、強制的に入院もさせられることもできる。緊急事態条項なんていらぬのは明らかなのです。

にもかかわらずこの事態を利用して憲法改正にふれる所業を許すことはできません。

では「緊急事態条項」とはどのようなものなのでしょうか。この機会にしっかりと認識をしたいと思います。

これだけある「緊急事態条項」の問題点

- ◆ 国会の事前同意は必要なし
- ◆ 基本的人権が制限される
- ◆ 法律と同じ効果を持つ政令制定が可能になる
- ◆ 総理大臣が予算措置を行える
- ◆ 「緊急事態」の期間に制限がない
- ◆ 内閣は衆議院の任期を延長することができる
- ◆ 地方自治がなくなる
- ◆ 行政権が司法を上回る
- ◆ 集会・結社・言論・報道の自由が制限される

許されない権力の私物化

宛名のない領収書 ホテルでの立食パーティーは参加者契約

「まだ桜を問題にしているの。それよりやるべき課題があるではないか」という意見をよく聞く。しかし、国会における論議を聞いていて痛感をする。ことに、安倍首相の答弁をはじめとして各大臣、各官僚のあり様は、「議会制民主主義」の否定であり、「国会の権威」の否定であり、政治家の「社会的責任」の放棄であろう。そのような政治家の姿勢に日本の政治を任されるだろうか。今、正さなければ将来に大きな禍根を残す。

だから「桜を一件落着」にさせてはならない。「過去の物語として消滅」をさせはならないと思、あらためて「桜問題」を取り上げることにした。そこでどうしても触れなければならないものに衆議院予算委員会の質疑の中で飛び出した安倍首相の次の言葉がある。

新しい日本語？「募ったと募集」とは違うの

1月28日の衆院予算委の質疑の中で、安倍事務所が参加申込書を支援者に「コピーさせて、その知人・友人らを募集していたと指摘をしたところ、安倍首相は「幅広く希望者を募る」とは承知をしていた」と認めた。さらに「募集していることは、いつから「存じか」と問われると「幅広く」募っている」という認識で、『募集』しているという認識ではなかった」と意味不明の答弁をしている。いわゆる「募ったが、募集はしていない」と言うことである。

それは常日頃、安倍首相が述べている「美しい日本の文化」には存在しない「日本語」である。しかし何のためらいもなく国会の質疑の中でこのような発言を繰り返す。さらに不思議なことに、与党席に座っている議員の反応である。「総理、そのような言葉はないでしょう」と顔を曇らせる者は誰一人もない。

そこでつぎの三つの疑問を提示したい。

■その1「公的行事の私物化」です。

首相が政府の公的行事である「桜を見る会」を私物化し、多くの後援会関係者を集め、接待をしていたのではないかと疑惑である。この行事は本来「功績・功労」のある人を招くものとして毎年実施されてきた。しかし、「桜の会」のテレビ報道の画面に、しばしば映し出された皆さんがその趣旨にそって招かれたと思われるだろうか。さらに参加者を、安倍首相事務所、あるいは妻昭恵夫人が「募って」もいいのかと三つことである。

■その2「首相後援会主催の前夜祭」です。

安倍首相後援会主催の前夜祭を巡って会費5000円は安すぎる。安倍後援会が不足分を補填したのではないか。であれば公職選挙法違反の疑いが残される。そこで、前夜祭で提供されたサービスや価格が分かる明細書の公開をすべきとの質問には「(会場の)ホテルが応じない」と首相は言い続けている。さらに「主催は後援会だが、参加者一人一人がホテルと契約をしている。よって契約者は後援会ではない」と述べている。加えて領収書はホテル側が作成(手書き)し、受付で参加者に渡

した」と述べていた。しかし、後になってその領収書には宛名が書いていないことが判明。そのようなことが有名ホテルのやることだろうか。そこで過去3回の前夜祭の会場となった全日空ホテルに対し「明細書を明示しない、宛名のない領収証を発行するか」などの問い合わせをしたが、「そのようなことはありません」という文書回答のあったことが予算委員会の中で暴露された。さらにこれだけ問題になっている領収書が今もって一枚も世間に表れてはいない。「不思議な世界である」

さらに、安倍首相本人は「その席上に出席をしている」がとの質問に対し「私はゲストとして呼ばれ参加をした」と答えている。

■その3「公文書管理」です。

「桜を見る会」には反社会的勢力が招待された疑いがあるが、招待者名簿については「ルールに従って廃棄した」ので答弁はできないと繰り返している。2018年の「桜を見る会」は首相推薦枠を含む「各界功績者」が前年より約2000人も増え、自民党総裁選の票固めに使われた疑惑も浮上した。2018年4月には「1年保存」だった名簿の保管をなぜ「1年未満」としたかについては「大量の個人情報を含む文書管理が負担となる」と安倍首相は答弁をしている。そのような説明が一般社会で通用するだろうか。そして「日付もない、決済もない検察官の定年延長を巡る法の解釈」がまかり通る。「感染症非常時の会議より地元対策を優先する大臣」。まさに「鯛は頭から腐る」そののであることを明確していると考ええる。

【ニュースを読んで】



■本当に早いですね今年も12分の一が終わろうとしています。小生、本年は「後期高齢」初の免許更新で認証テストを受験します何とかクリアしたいです。またやつと医療負担が1割になったなと思いましたが財政難を理由に2割に戻りそうです。状況を勘案すれば仕方が無いですかね。余り深く考えなかった「老後」について遅ればせながら「声を」上げないと「社民党」頑張ってください「立憲」に飲み込まれず(対等でなければ無理しない)に独自の路線を歩むことを祈念します。都合の良い事ばかり申し上げて済みません。今日の国会「予算委員会」野党の追及今一だった気がします。安倍さんに逃げられた気がします。

■立憲と国民の合流破断のニュースは、多くの国民の失望を買ったような気がします。「立憲」の枝野代表が、「数合わせはしない」という今までの方針をなぜ変えたのか、納得のいく説明はありませんでしたし、「国民」の側も、どうして合流の話に乗るのかきちんとした説明はありませんでした。もちろん、野党がひとつになつて与党の1強に対抗することは必要です。しかし、かつての「オリーブ」のように、政党の形を残したままで連立を組むことも可能なはずで、どこが違い、どこまで一致できるのかを鮮明にして国民に信を問うことが大事なのではないでしょうか。今の野党に欠けているのは「覚悟」と、国民に対する「誠実さ」ではないかと

思います。丸森町の伐採の話は、とても参考になりました。今は「環境にやさしい」という言葉がはやり言葉になりましたが、見かけや包装の内側で

どんなことが起きているのか、目を凝らす必要があると思えました。グレタさんではありませんが、地球環境はもう悲鳴をあげていて、これから10年、行動を起こさなければ人の存続も危うくなるほどの臨界点に近づいていると思います。頻発する災害や火災を通してそれを肌を感じているはずなのに、先延ばしをする怠慢の行き着く末の恐ろしさを感じています。「全世代保障」は、財源不足の時代には、かなり厳しいことになるだろうと思います。もう、「パイの残りを争う時代」ではなく、「痛みを分かち合う」ことしかできなくなっているのかもしれない。もちろん、だからといってある世代のみに痛みが皺寄せされ、切り捨てることは許されません。ただ、核燃サイクルに投じた膨大なムダ金や、ジャパンディスプレイの失敗で消えた資金、武器購入、さらには1Rなどにかける巨大プロジェクトの費用を考えれば、まだまだ社会保障の財源の出所はあるのだと思います。「痛みの分かち合い」が、「全世代への痛みの押し付け」にならないよう、しっかり監視する必要があると思います。今回も貴重な情報を、ありがとうございます。

■私も立憲民主党との合流、とても気になっています。今回は見送りとなりましたが、立憲民主党自体いつまであるのかわかりませんから複雑な心境です。にかく、なんとしても国民や民主主義を

バカにしている安倍政権を退陣に追い込むしかないですね。

■2月号ありがとうございます。気候大変動は、確実に地球の生物へ、このままでよいのかを問いかけています。昨年末 COP25 で「化石賞」という不名誉な賞をもらった小泉環境大臣、帰国してからは「日本も努力している」と、強がっていますがいかがでしょうか。温暖化は「フェイク」というトランプの顔が、ゆでガエルに見えてきました。合流問題は、確かに難しい問題ですが、「国民」の事実上の拒否回答の尻馬に乗って、議論する時間ができたとばかり、2月の党大会以降の、いや「来年である」衆議選「までに、先延ばししてやれやれと胸をなでおろしている」ことがいいのか、疑問を感じます。強い塊を作って、安倍一強に対決してくれ、という国民の期待は、2017年でさらに薄らいでゆくのは、と心配します。民主主義とは、確かに時間をかけて議論することから始まりますので、仕方のないことかな、とも思います。昨日は、「伊方原発を止める大分の会」の本裁判に、傍聴に行ってきました。

■党の合流問題で多様な意見のあるのを拝見して何となく納得できます。それだけ、党に対する期待が多様性を持っていることを認識させられるし、労働者階級が職場を辞めても、人として生き続ける道を追求することの必要性を感じました。

■ニュース2月号の配信をいただいた頃、京都市長選の投票がありました。結果は社民党も推薦する現職の当選でしたが、自公との相乗りであり、

正直、社民党がここに名前を連ねる必要があるのかと、少し残念な気持ちになりました。これは立憲民主についても同じです。共産・れいわ推薦候補との得票数差からも、なおさら、やりようがあったのではないかという思いを抱かせます。もちろん地方組織には地方なりの事情や思いがあるのでしようが。現政権は、直近では検事総長人事に関する(と推測される)検事の定年延長の閣議決定などやりたい放題であり、「指摘のように、まさに「民主主義の危機」だと思っています。絶対的に数で負けている野党には悠長に構えている余裕はなく、まずはどう数で対抗できるかを考える以外に選択肢は残っていないように思うのです。

【高齢者の視点】

交通事故死より多い

浴槽内の事故死を考える

消費者庁によると、高齢者の事故死のうち、「家」または「居住施設」の「浴槽」における入浴中の事故が11月～3月の冬季に多く発生していることが報告されています。その入浴中の死亡者数は2016年4,821人でした。ちなみに交通事故による高齢者の死亡者数3,061人ですから、1,700人上回っていることになります。しかも、2011年以降、入浴中の死亡者数が交通事故を上回る傾向が続いています。

またこの事故件数を男女別にみると「男性が74人、女性が70人」(東京都調査)とで、男性の方が少し多くなっているという報告もあります。

また入浴中の死亡事故と言えば「溺死」を想定しますが、実際には「病死」が84%を占めています。「病死」の内訳は公開されていませんが、心臓や血管の病気による発作が中心と報告をされています。

外出をするときには「気を付けてね」と声をかけるように、浴室に入るときにも「気を付けてね」声を掛け合う必要があります。

そこで考えあわなければならぬことに「老々・独居」の問題があります。そのことについてはあらためて考えたいと思います。

入浴にあたっては

じきのごとくに注意しましょう。

- ◆入浴前に脱衣所や浴室を暖めます。
- ◆湯温は37度以下、湯につかる時間は、10分を目安にします。
- ◆浴槽から急に立ち上がらないようにします。
- ◆食後すぐの入浴、またはアルコールが抜けていない状態の入浴は控えます。
- ◆精神安定剤、睡眠薬などの服用後の入浴は危険ですので注意します。
- ◆心筋梗塞、高血圧症、脳血管疾患などの持病のある方は注意をして、入浴します。
- ◆入浴する前に、同居者に一声掛け見回ってもらいます。



かかりつけ医が必要・その実態は!!

「かかりつけ医を持ちましょう」。こんな言葉を聞いたことがあると思います。今、厚生労働省や医師会がかかりつけ医を持つことを推進しています。この文章を読んでいるあなたも「私にはかかりつけ医がいるから安心」と思っているかもしれませんが。では、あなたの「かかりつけ医」はいざという時に本当に役に立ってくれるのでしょうか。

例えば、東京都医師会のホームページには「かかりつけ医」を持つ利点として次の項目を掲げています。(1)近くに(2)どんな病気でも診る(3)いつでも診る(4)病状を説明する(5)必要なときにふさわしい医師を紹介する。しかし、(1)以外の項目が十分に機能しているクリニックがどのくらいあるでしょうか。特に(3)の「いつでもかかれる体制」はほとんど実現されていません。夜、電話が通じるクリニックはほとんどなく、休日も同様です。とりわけ高齢者にとって、病気は「24時間365日、いつでもどこでも発生します」。

2月11日は「建国記念日」の祝日であり、全国的に「護憲運動」が提起されました。運動の理念は「憲法を生活に生かす」ということであり「身近な課題から始める」と言うのが原則です。であれば「緊急の医療体制も含め、日常的な『かかりつけ医』の診療体制の充実も「護憲運動」の大切な課題と考えますが、いかがでしょうか。そのための学習・交流と政策づくり、小さくなった社民党だからこそ取り組む課題と考えます。